

第1号様式（第5条関係）その1-3

※令和8年7月1日現在の状況で申請してください。

奈良県教育委員会 殿

申請日 令和 8 年 月 日

令和 8 年度 奈良県高校生等奨学給付金申請書

授業料以外の教育に必要な経費に活用するため、奈良県高校生等奨学給付金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ			申請者の住所	〒 奈良県		
申請者 (保護者等)			連絡先電話番号 (- -)			
高校生等との関係		親権者 / 未成年後見人 / 主たる生計維持者 / 本人				
対象となる高校生等	在学する 学校名	国立 / 都道府県立 / 市町村立		□ 全日制 □ 定時制 □ 通信制	課程	
	生徒氏名	年 組 (出席番号:)		生年月日 (7月1日時点)	昭和 年 月 日 (歳) 平成 年 月 日	
転学・退学等による過去の高等学校等における在学期間	学校名 (全日制 / 定時制 / 通信制) 課程	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	立	給付金受給回数	□0回 □1回 □2回 □3回 □4回 □その他 () 回			
	学校名 (全日制 / 定時制 / 通信制) 課程	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	立	給付金受給回数	□0回 □1回 □2回 □3回 □4回 □その他 () 回			

【1】確認事項

【1】～【3】および裏面の【4】、3ページの以降の該当箇所すべてに記入してください

下記のすべての事項について確認のうえ、□にレ点をつけて自署をしてください。

- ☐ 1. 本申請書や添付書類等の記載内容に相違のないことを誓約します。
- ☐ 2. 申請にあたり以下の項目について了承します。
- (1) 生活保護の受給状況について、住所地を所轄する市町村担当課に照会する場合があること。
- (2) 申請書類に虚偽の記載を行うことにより、本来受けることができない給付金の給付を受けた場合、給付決定を取り消し、奈良県の求めに従い、その全額を直ちに返還しなければならないこと。
- (3) 奨学給付金の支給要件(国籍・在留資格等)の確認にあたり、申請手続きの簡略化のため、奈良県教育委員会事務局学校支援課が今年度の「高等学校等就学支援金」の手続きにおいて取得・保有した高校生等※本人の申請情報(国籍・在留資格等に関する情報)を、高校生等奨学給付金の審査に利用すること。(奈良県内高校に在学する高校生等のみ〔奈良女子大学附属中等教育学校、奈良工業高等専門学校は該当しません〕)
- ☐ 3. 私は高校生等※について、奈良県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☐ 4. 高校生等※は、児童福祉法による、児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
- ☐ 5. 高校生等※について、高校生等奨学給付金をこれまでに受給した回数は、() 回です。

申請者(保護者等)署名
(自署)

※この申請書の「対象となる高校生等」のことです

【2】申請区分について

早期支給の振込金額は、①8,075円、②35,925円、③11,975円、④8,982円

(1) 早期支給決定区分に○を記入してください。

通信制②12,625円、通信制③4,207円、通信制④3,157円

①		②		③		④	
---	--	---	--	---	--	---	--

通信制②		通信制③		通信制④	
------	--	------	--	------	--

(2) 今回申請される世帯区分に○を記入してください。(1箇所のみ記入してください。)

	申請	世帯区分
①		生活保護(生業扶助)受給世帯
②		保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(①を除く)
③		保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯(①と②を除く)
④		保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上、182,500円未満である世帯

【3】生活保護の受給状況について

基準日(令和8年7月1日)現在の世帯について、該当するものの□にレ点をつけてください。

1	☐	生業扶助(生活保護)を受給しています。→「生活保護受給証明書」を添付してください。
2	☐	生業扶助(生活保護)を受給していません。

【3】の1にチェックされた方は3ページの【5】に移ってください。それ以外の方は、裏面へ続きます。

<【2】②③④を選択された方>

【4】保護者等の所得の状況について

(1) 次の者の課税証明書等を提出します。1から5の中から、該当するものの□にレ点をつけてください。

1	☐	親権者(父と母)2名分 又は 生計維持者 注1(父と母) 2名分 ※配偶者が扶養控除により、非課税の場合も2名分の課税証明書等の提出が必要(省略不可)
2	☐	親権者(父又は母)1名分 又は 主たる生計維持者 注1(父又は母) 1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
	☐	・未婚、離婚、死別等により親権者(又は主たる生計維持者 注1)が1名の場合 ※令和8年7月1日以前に離婚・死別等により親権者(又は主たる生計維持者 注1)が父のみ又は母のみの場合
	☐	・令和8年7月1日に親権者(又は主たる生計維持者 注1)が2名存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者(又は主たる生計維持者 注1)1名の課税証明書等を提出できない場合 (例)DVにより一方の証明書等が添付できない 等 ➡提出できない理由を記載した申立書(様式は不問)を提出してください。
3	☐	未成年後見人()名分 ←親権者がおらず、未成年後見人が保護者である場合 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
4	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分 (欄外 注1に該当する場合を除く) ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 (例)祖父母や兄弟等に養育されている 等 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 (例)入学時点で生徒が成人しており、かつ両親・配偶者等の扶養になっている 等
5	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

注1 1,2の生計維持者: 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から基準日(令和8年7月1日)まで生計を維持する者(1の場合は父と母、2の場合は父又は母)に変更がない場合に該当

(2) 課税証明書等を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

3ページの【5】に移ってください

【学校記入欄】

上記の生徒は、基準日(令和8年7月1日)に、本校第_____学年に在学し、
就学支援金、高校生等・新修学支援金または学び直し支援金の受給資格を有し、休学していないことを証明します。

令和 年 月 日
学校名
学校長名

学校担当者		問い合わせ電話番号	
-------	--	-----------	--

高校生等の国籍等の確認

第1号様式(第5条関係)その1-3

【5】高校生等の氏名等と必要となる書類等について

生徒氏名	年 組 (出席番号:)	在学する 学校名	国立 / 都道府県立 / 市町村立
------	--------------	-------------	-------------------

【6】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

次のいずれかの該当するものの□にレ点をつけてください。

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	☐	日本国	⇒奈良女子大学附属中等教育学校、奈良工業高等専門学校、奈良県外の国公立高等学校等の生徒については、4ページの【7】に進んでください。 ⇒奈良県内の県立や市村立の高等学校等の生徒についての記入はここで終了です。国籍や在留資格の確認書類の提出は必要ありません。
②	☐	日本国以外	⇒下の(2) ③～⑨の該当する項目に記入してください。

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

下の③～⑨のいずれかの該当するものの□にレ点をつけて、必要事項を記入してください。

③	☐	特別永住者					
④	☐	永住者					
⑤	☐	日本人の配偶者等(※1)	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	日
⑥	☐	永住者の配偶者等(※2)	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	日
⑦	☐	定住者	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	日
			日本国に永住する 意思の有無	□はい(あり) □いいえ(なし)			
⑧	☐	家族滞在	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	日
			日本国の小学校の 卒業の有無等	☐ 卒業した	小学校名		
					所在地	都・道・府・県	
			☐ 卒業していない				
			日本国の中学校の 卒業の有無等	☐ 卒業した	中学校名		
					所在地	都・道・府・県	
			☐ 卒業していない				
			日本国に就労する 意思の有無(※3)	□はい(あり) □いいえ(なし)			
⑨	☐	上記以外の在留資格 (留学等)	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	日

※1 日本人の方の夫又は妻、実子、特別養子になります。

※2 永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子となります。

※3 高校等を卒業後に就労して引き続き日本に在留する意思の確認です。高校等卒業後すぐに就労する場合に限るものではありません。

・奈良女子大学附属中等教育学校、奈良工業高等専門学校、奈良県外の国公立高等学校等の生徒については、4ページの【7】に進んでください。

・奈良県内の県立や市村立の高等学校等の生徒についての記入はこのページで終了です。国籍や在留資格の確認書類の提出は必要ありません。

奈良女子大学附属中等教育学校、奈良工業高等専門学校、奈良県外の国公立高等学校等に在籍している方は、このページを記入してください。

【7】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～③いずれかの□にレ点をつけてください。また、その書類を提出してください。

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

		「住民票の写し（市町村の発行したもの。原本。コピー不可。）」を添付します。
①	☐	※国籍が「日本国」の高校生等は本籍地が記載されたもの。 ※国籍が「日本国」以外の高校生等は国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
②	☐	「特別永住者証明書の写し（コピー）」を添付します。
③	☐	「在留カードの写し（コピー）」を添付します。

※ 在留資格が「家族滞在」の高校生等が、日本国の小学校及び中学校を卒業し、日本国に就労する意思のある場合は、④⑤の□にレ点をつけてください。また、その書類を提出してください。

④	☐	日本国の小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書を添付します。
⑤	☐	日本国の中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書を添付します。